○農林水産省告示第千二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県菊池市旭志弁利字旭野三五二九、三五三〇、三五五〇、三五五一、三六〇四から三六〇九まで、三六二九から三六三四まで、三六三八から三六四〇まで、三六四四から三六四九まで、三六五三から三六五五まで、三六六四から三六六六まで、三六七五から三六七七まで、三六八一、三六九三、三七一三、三八一四、三八四四から三八四七まで、三八四九、三八五〇、三八五二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡厚真町幌内四六三の一〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）、四六三の三五・五〇六の二・五〇六の九（以上三筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　ダム用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道芦別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに芦別市役所及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県板野郡板野町大坂字拝立八六の二、八六の五、川端字冨士谷八の二、松谷字八本楠一四、一五、一六の一、一七の一、一八から二〇まで、那東字キビガ谷四五の三九、四五の四〇、四五の一一〇から四五の一二六まで、四五の一三一から四五の一四五まで、四五の一四八、四五の二〇五、四五の二〇六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び板野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町神領字南上角五八、一九五の二、一九五の三、一九六、一九七、三四〇から三四三まで、三四七の一、三六〇、三六五、三六七、字東大久保一九二の二、一九二の四、一九二の二八、一九七、一九八、字東野間五四の一、五四の三から五四の五まで、五七の一から五七の三まで、六四の一から六四の五まで、字南野間九四、九五、九七、一六九の二、一七九の五五、一七九の五六、一七九の五九、一七九の六〇、一七九の一二五から一七九の一二九まで、字谷六一三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字南上角五八、三四〇から三四三まで、三六〇、三六五、三六七、字東大久保一九二の二、一九七、一九八、字東野間五七の一から五七の三まで、六四の一から六四の五まで、字南野間九四、九五、一六九の二、一七九の五五、一七九の五六、一七九の五九、一七九の一二五から一七九の一二九まで、字谷六一三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町神領字東青井夫一五二の一、一六一、字南上角一九九、三七一の二、三七二、字南野間一一八の一二、一一八の一七三、一七九の九、一七九の四六、一七九の四七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東青井夫一五二の一・一六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字南上角一九九、三七一の二、三七二、字南野間一一八の一二、一一八の一七三、一七九の九・一七九の四六・一七九の四七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府舞鶴市字堂奥小字稲谷一一九、一〇一四、一〇一一七、一〇一一八、一〇一二八、小字イタドリガ谷一三二の二、一三三の一、一〇一二九、一〇一三二、一〇一三三の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府舞鶴市字堂奥小字大谷一七三、一〇一五七の七から一〇一五七の一六まで、一〇一七〇、一〇一七〇の一、一〇一七一、一〇一七二、一〇一七二の一、一〇一七三の一、一〇一七四、一〇一七四の一、一〇一七五、一〇一七五の一、一〇一七六、一〇一七六の一、一〇一七七、一〇一七八、一〇一七八の一、一〇一七九、一〇一八〇、一〇一八〇の一、一〇一八一、一〇一八一の一、一〇一八二、一〇一八三、一〇一八三の一、小字谷ノ奥一四五の三、一五〇の二、一〇一四六から一〇一四九まで、小字宮ケ谷一〇〇七二の一、一〇〇七三、一〇〇七四